

- 概要版 -

鳥羽市高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年度 ~ 令和8年度



令和6年3月
鳥羽市

1. 計画策定の趣旨

国では、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込量を踏まえ、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を検討することが重要であるとしています。

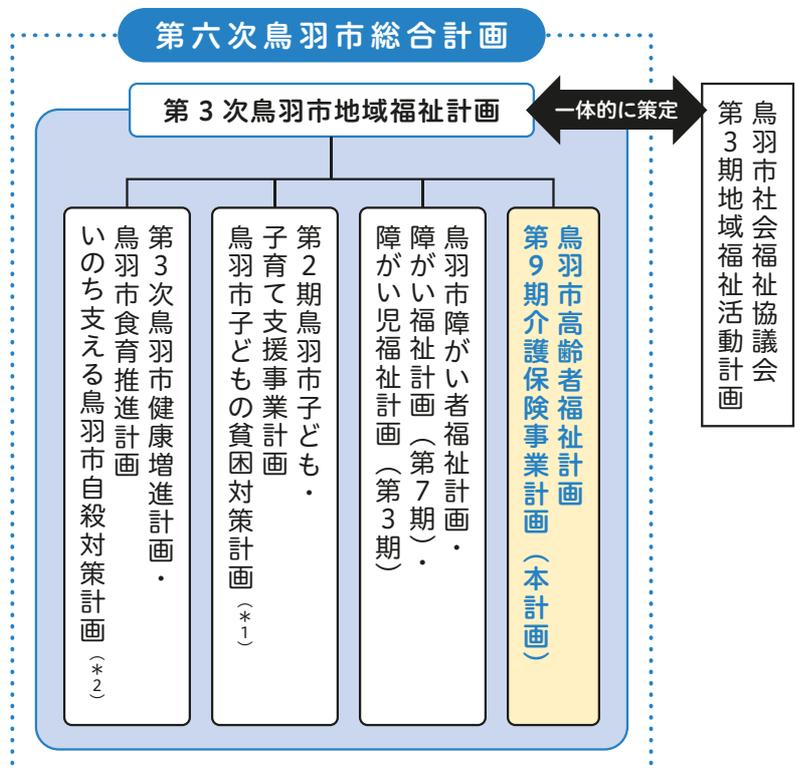
鳥羽市では、継続して地域包括ケアシステムの充実を進めるとともに、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に本計画を策定しました。



2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」を総合的かつ一体的に策定したものです。

また、「第六次鳥羽市総合計画」、「第 3 次鳥羽市地域福祉計画」を上位計画とし、高齢者福祉・介護分野の個別計画として、「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第 7 期）・障がい児福祉計画（第 3 期）」「第 2 期鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」「鳥羽市子どもの貧困対策計画」「第 3 次鳥羽市健康増進計画・鳥羽市食育推進計画」「いのち支える鳥羽市自殺対策計画」との整合を図りながら策定したものです。



(*1) 令和 7 (2025) 年度以降は子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。
(*2) 令和 7 (2025) 年度以降は健康増進計画と一体的に策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度の 3 年間とします。本計画期間中にむかえる、団塊の世代の多くが後期高齢者となる令和 7 (2025) 年度に向けての取り組みの充実、さらには現役世代が急減する令和 22 (2040) 年度を中長期的に見据えて策定します。

4.基本理念

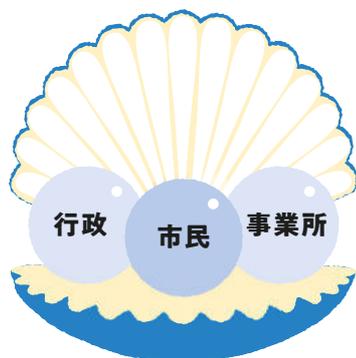
令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者になり、令和17（2035）年には介護を必要とする割合が増える85歳以上になることに加え、現役世代の急減が見込まれていることから、医療や介護が必要な高齢者や認知症高齢者が急速に増加することが予測されています。高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを推進していくためには、持続可能な制度や仕組みの構築、住民同士の支えあいや高齢者自身の生きがいの創出などに注力していく必要があります。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回計画に掲げた基本理念を継承し、まち全体で高齢者施策の取り組みを推進します。

老いても活き活き鳥羽

～最期まで自分らしく暮らし続けられるまちへ～

地域包括ケアシステムの構築



地域包括ケアシステムの深化を推進していくためには、地域の支えあい体制が必要です。

地域の支えあい体制を行っていくには、行政・市民・事業所が一体となり、それぞれの立場でそれぞれの取り組みが必要となります。

基本理念を達成するための方向性 >>

- 1 最期まで自分らしく暮らせるために介護予防を推進
- 2 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進

5. 施策の展開

基本目標

1

地域で支えあう生き生きとしたまちづくり



(1) 自立支援・介護予防・重症化防止の推進

自分の健康は自分で守り行動できる意識や知識が持てるよう、運動や栄養管理などの情報発信や体操等を活用した通いの場の拡充により、自主的な取り組みを支援します。さらに今後は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体化」の取り組みを進め、きめ細やかで切れ目のない支援を行うよう努めます。

市民・事業所のできること

- 趣味や体操のサークル、地域のサロンに参加し、外出や交流の機会を持ちましょう。
- 自分でできる運動を自発的に行いましょう。
- 高齢者の知識・技能・特技を活かして、社会参加、ボランティア活動に参加しましょう。
- 老人クラブ活動に参加して、健康・友愛・奉仕活動を行い、健康寿命延伸、フレイル予防に努めましょう。
- 広報などで発信される情報に目を通しましょう。



(2) 在宅医療・介護連携の深化・推進

要介護状態や認知症になっても、必要な医療や介護サービスなどを活用し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう支援していきます。また、医療関係者と介護関係者が協働・連携し、医療と介護を一体的に提供できるよう推進します。

市民・事業所のできること

- サポートが必要になった際の支援について周囲の人と相談しておきましょう。



(3) 地域共生社会実現に向けた協働・連携

「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者だけでなく家族介護者の負担軽減や孤立防止につながる支援の強化に努めます。また、生活支援コーディネーターと協働し、多様なサービス提供主体等と地域における課題の共有ができる場の開催や連携体制の充実を図ります。

市民・事業所のできること

- 近隣住民と積極的に交流を持ち、地域での助けあいを意識しましょう。



(4) 地域包括支援センターの体制強化

本市では、人口減少・少子高齢化が顕著であり、本計画の「基本理念を達成するための方向性」を推進していくために、様々な事業の深化・充実、他部署との連携が必要となることから、その役割を担う地域包括支援センターの充実を図っていきます。

高齢者が安心して暮らせるまちづくり



(1) 認知症施策の推進

認知症になっても、重症化を予防しつつ認知症とともに住み慣れた地域で尊厳を持ち安心して暮らし続けられるように、認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進していきます。

また、今後国が策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえながら、認知症施策を展開していきます。

市民・事業所のできること

- サロン、団体活動を通じて見守り活動を行きましょう。
- 認知症に関心を持ち、正しい理解を持ちましょう。
- 認知症予防のために趣味や楽しみ、体を動かす機会を持ちましょう。*



※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

(2) 権利擁護の推進

「鳥羽市高齢者あんしん見守りネットワーク」を活用し、関係機関・団体や地域との連携により高齢者虐待のサインの早期発見及び早期対応ができるよう努め、本人及び養護者に対する総合的な支援を行います。

また、成年後見制度の普及啓発を行い、制度の利用を必要とする認知症高齢者や障がいのあるかたなどの把握に努め、適切な成年後見制度の利用を進めていきます。

市民・事業所のできること

- 民生委員は、日頃の見守りを続ける中で、何か変化に気づいたら地域包括支援センター等に相談します。

(3) 高齢者福祉サービスの深化・推進

日常生活に不安を抱えている高齢者などが、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、ニーズを踏まえた新規事業の創出や既存サービスの見直しを行い、質の高い高齢者福祉サービスの提供に努めていきます。

市民・事業所のできること

- 住んでいる地域にどのようなサービスがあるのか調べてみましょう。
- 民生委員は、移動販売車で普段買い物に来る人がしばらく顔を見せないときは、気をつけて声をかけるよう努めます。

(4) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害時に支援が必要な高齢者などが安心して生活できるよう、日頃より介護事業所や関係課などと連携し有事におけるリスク管理に努めていきます。

市民・事業所のできること

- 日頃から地域や団体で、普段の生活場所や避難ルートを確認を行きましょう。
- 緊急時に備えて、すぐに持ち出せる避難袋等を準備しておきましょう。
- 減災・防災の意識を持ち、地域においてお互いがお互いを見守りあうことができるよう、普段から交流を深めましょう。



みんなで支える介護保険



(1) 介護保険サービスの確保・維持

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえ、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、ニーズに応じたサービス提供が受けられるよう体制の充実を図り、必要な時に必要なサービスが受けられる環境整備に努めます。

市民・事業所のできることに

- サロン等で介護保険についての出前講座を実施し、知識や意識を高めましょう。
- 自分自身が使用できる有効なサービスをパンフレット等で調べましょう。
- 真に必要な分だけ介護サービスを利用するよう、ケアマネジャーとケアプランの検討を行いましょう。



(2) 生活支援・介護予防サービスの確保

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進するため総合事業の充実を推進していきます。

市民・事業所のできることに

- 老人クラブは、介護を支える取り組みを積極的に進めていきます。

(3) 介護保険サービスの適正な利用の推進

介護保険サービスの適正な利用を推進するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編し事業の重点化・内容の充実・見える化を図ることで、より効果的・効率的に事業を実施していきます。

(4) 介護保険の業務効率化の取り組み

2040年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護現場の生産性向上の取り組みは、利用者に対するサービスの質の向上等が見込まれるとともに、働く環境の改善等により介護現場の職員の負担軽減等にもつながることから、三重県とも連携を図り、介護現場の業務効率化に取り組んでいきます。



6. 保険料段階

保険料段階	所得などの条件	年度	基準額に対する割合	月額保険料 (円)	年額保険料 (円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び、本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	R6～8	0.455	3,175	38,110
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入が年間120万円以下の人	R6～8	0.685	4,781	57,375
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入が年間120万円を超える人	R6～8	0.69	4,816	57,794
第4段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がある人で、公的年金など収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	R6～8	0.90	6,282	75,384
第5段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がある人で、第4段階対象者以外の人	R6～8	基準額	6,980	83,760
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間90万円未満の人	R6～8	1.15	8,027	96,324
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間90万円以上140万円未満の人	R6～8	1.25	8,725	104,700
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間140万円以上190万円未満の人	R6～8	1.45	10,121	121,452
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間190万円以上300万円未満の人	R6～8	1.65	11,517	138,204
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上400万円未満の人	R6～8	1.75	12,215	146,580
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間400万円以上600万円未満の人	R6～8	1.85	12,913	154,956
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間600万円以上1,000万円未満の人	R6～8	2.00	13,960	167,520
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間1,000万円以上の人	R6～8	2.10	14,658	175,896

※保険料段階の設定：現状の所得段階別人口比を元に、上記のように設定しました。低所得者に配慮するとともに、本人課税である第6段階以上をより多段階化し、負担能力に応じた保険料段階を設定しました。

※国が示す低所得者に対する軽減強化の割合に沿って、第1段階は0.455から0.285とし、第2段階は0.685から0.485とし、第3段階は0.69から0.685にそれぞれ軽減します。

